

西宮市アクタ西宮ステーション複写機利用費実費弁償要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、西宮市アクタ西宮ステーションにおける複写機の利用に伴う実費の徴収に関し、必要な事項を定める。

(利用制限)

- 2 次の各号に該当する場合は、複写機の利用を許可しない。
 - (1) 営利を目的とする場合
 - (2) 職員による複写を承認しない場合
 - (3) その他、所長が利用を不相当と認める場合

(実費弁償の額)

- 3 実費は複写用紙 1 枚について 10 円とする。

(領収書の発行)

- 4 実費を徴収した際は西宮市アクタ西宮ステーション出納員による領収書を発行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。